

## 茨木市文化・子育て複合施設おにクルの行政視察に関する要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、茨木市文化・子育て複合施設おにクル（以下「おにクル」という。）の行政視察（以下「視察」という。）に係る手続について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 視察 国若しくは地方公共団体の職員若しくは議員又は民間事業者、教育機関若しくは任意団体の構成員が自治体運営や課題解決策を学ぶために現地を訪問することをいう。
- (2) 視察費 視察に係る資料作成の経費をいう。
- (3) 視察者 第5の規定により視察の受入れを許可されたものをいう。

### (視察の受入れ等)

第3 視察の受入れは、1団体当たり20人以下を原則とし、おにクルの開館日の平日の午前9時から午後5時までの2時間以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

### (申請)

第4 視察を希望する者（次項及び第5において「申請者」という。）は、視察を希望する日の10日前（茨木市の休日を定める条例（平成2年茨木市条例第15号）第2条第1項に規定する休日を除く。）までに視察受付書を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項に規定する視察受付書を提出する前に、市長と日時等の調整を行わなければならない。

### (決定)

第5 市長は、第4に規定する視察受付書の提出を受けたときは、視察の受入れの可否を決定し、申請者に通知するものとする。

### (視察費)

第6 視察者は、視察費として、次の各号に掲げる視察人数に応じ、当該各号に定める額を支払わなければならない。ただし、視察の過程において、有料施設の利用料金、講師料等が発生した場合は、別途視察者の負担とする。

- (1) 5人以下 2,500円
- (2) 6人以上 前号の金額に、5人を超える人数に応じ1人当たり500円を加算した額

2 視察費は、市が発行する請求書又は納付書により徴収する。

(視察費の免除)

第7 第6の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに視察申請者が該当する場合は、視察費を免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体の職員又は議員
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、高等専門学校又は大学の構成員及び学生
- (3) 公益又は非営利を目的とする団体（団体の所在地が市内であるものに限る。）の構成員
- (4) その他市長が特に必要と認める者  
(その他)

第8 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に行われる申請に係る視察について適用する。